

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第178号）（教育委員会事務局生涯学習部）

1 消費税法及び地方税法の一部改正により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること等に伴い、京都市生涯学習総合センター（以下「センター」といいます。）の使用料の適正化を図ることとしました。

2 センターの公民館にある施設の名称を次のとおり変更することとしました。

改正前	改正後
サークル活動室	第1サークル活動室

3 センターの公民館に新たに第2サークル活動室及び第3サークル活動室を設置することに伴い、これらのサークル活動室の使用料を定めることとしました。

4 センターの視聴覚センターのスタジオ及び調整室を廃止することに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第178号

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例

京都市生涯学習総合センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1 公民館の項から分館の項までを次のように改める。

公 民 館	第 1 研 修 室	6,890 ^円	8,220 ^円	9,660 ^円
	第 2 研 修 室	11,000	13,680	16,450
	第 3 研 修 室	8,220	9,660	11,000
	第 4 研 修 室	7,610	8,940	10,280
	第 5 研 修 室	9,770	11,210	12,650
	第 6 研 修 室	4,830	5,450	6,270
	第 7 研 修 室	5,450	6,890	8,220
	第 8 研 修 室	16,450	20,570	24,680
	第 1 実 習 室	7,500	8,940	10,380
	第 2 実 習 室	7,500	8,940	10,380
	第1サークル活動室	4,520	5,240	5,960
	第2サークル活動室	4,520	5,240	5,960
	第3サークル活動室	4,520	5,240	5,960
	会 議 室	8,940	10,380	12,030
	小 会 議 室	4,520	5,240	5,960
視聴覚セン ター	視 聴 覚 室	4,110	4,830	5,450
	ホ ー ル	23,860	29,820	35,890
分 館	研 修 室	10,590	12,340	13,980
	和 室	5,240	6,370	7,400
	実 習 室	8,840	10,590	12,240
	サークル活動室	5,860	6,780	7,610
	会 議 室	2,880	3,290	3,700

	多 目 的 室	4, 6 2 0	5, 3 4 0	5, 9 6 0
--	---------	----------	----------	----------

別表第2備考1中「100円」を「10円」に、「50円」を「5円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に公民館のサークル活動室に係るこの条例による改正前の京都市生涯学習総合センター条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、公民館の第1サークル活動室に係るこの条例による改正後の京都市生涯学習総合センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前に公民館のサークル活動室に係る改正前の条例の規定による許可を受けたものは、公民館の第1サークル活動室に係る改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局生涯学習部)